情報番号：20210067
テーマ: インボイス制度における免税業者の留意事項
編著者：税理士　納見哲三

Question
　令和5年10月1日よりインボイス制度が開始されましたが免税業者はどのようなことに留意すべきでしょうか。

Answer

1.　区分記載請求書等保存方式への対応

　免税業者は、消費税申告の必要がないため、仕入税額控除を行う必要はありませんが、取引先が課税事業者の場合には、区分記載請求書の交付などの対応が必要になることがあります。
　したがって、免税業者であっても、課税事業者に対し、軽減税率の対象となる食料品等の販売を行う場合には、請求書等に「軽減対象資産の譲渡等である旨」等の記載のある区分記載請求書を発行できる体制をとる必要があります。

2.　適格請求書発行事業者となるための登録手続

　免税事業者が適格請求書発行事業者としての登録を受けるためには、「消費税課税事業者選択届出書」を提出しなければなりませんが、令和5年10月1日から令和11年9月30日を含む課税期間中に登録を受ける場合は、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

(1) 登録日が令和5年10月1日から令和11年9月30日の属する課税期間の場合（経過措置）

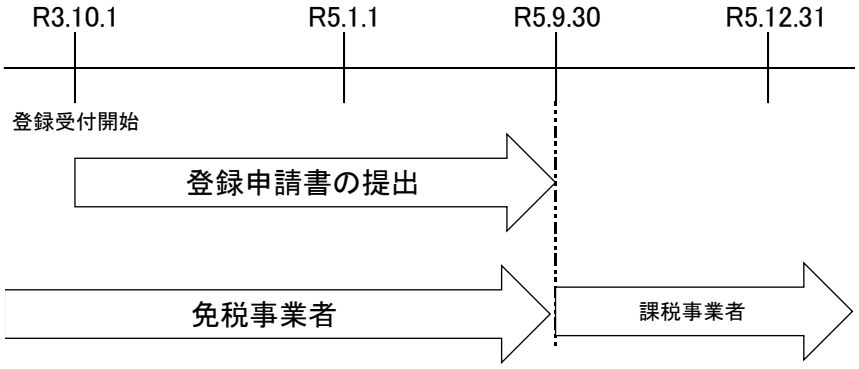

　なお、この経過措置の適用を受ける場合は、「消費税課税事業者選択届出書」

の提出は必要ありません。また、経過措置の適用を受けて適格請求書発行事業者の登録を受けた場合、基準期間の課税売上高にかかわらず、登録日から課税期間の末日までの期間について、消費税の申告が必要となります。

（注） この経過措置の適用を受ける登録日の属する課税期間が令和５年 10 月１日を含まない場合は、登録日の属する課税期間の翌課税期間から登録日以後２年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については免税事業者となることはできません。

(2) 登録日が令和 5 年 10 月 1 日の属する課税期間の翌課税期間以降の場合

登録を受ける日（開始日）が課税事業者でなければならないので、「消費税課税事業者選択届出書」を前課税期間の末日までに提出し、「登録申請書」を課税事業者となる課税期間の初日の前日から起算して15日前の日までに提出しなければなりません。（免税事業者で、令和 5 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日に登録を受ける場合は除く。）

例）12 月決算法人の課税事業者で令和 6 年 1 月 1 日に登録を受ける場合
・課税期間の初日の前日⇒　令和 6 年 1 月 1 日の前日は令和 5 年 12 月 31 日
・課税期間の初日の前日から起算して 15 日前の日⇒　令和 5 年 12 月 17 日

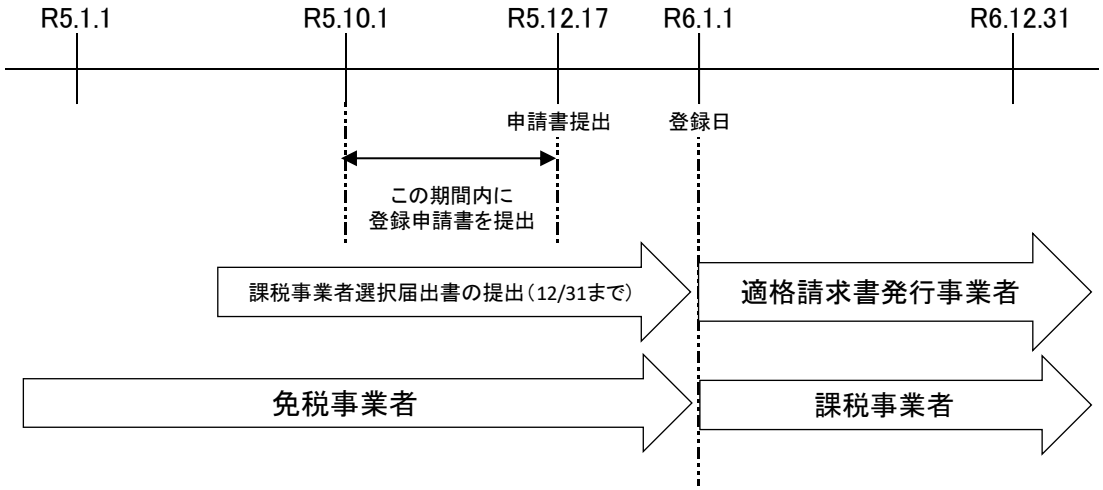

(3) 免税事業者が令和５年 10 月１日から令和 11 年９月 30 日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合

適格請求書発行事業者の登録申請書に登録希望日（提出日から 15 日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日）を記載することで、その登録希望日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

したがって、この経過措置の適用を受けることとなる場合は、登録希望日から課税事業者となり、登録を受けるに当たり、課税選択届出書を提出する必要はありません。

また、税務署長による登録が完了した日が登録希望日後となった場合であっても、登録希望日に登録を受けたものとみなされます。

なお、この経過措置の適用を受けて適格請求書発行事業者の登録を受けた場合、基準期間の課税売上高にかかわらず、登録日から課税期間の末日までの期間について、消費税の申告が必要となります。

3. 簡易課税制度選択届出書の特例

免税事業者が令和５年10月１日から令和11年９月30日までの日の属する課税期間中に登録を受けることとなった場合には、登録日から課税事業者となる経過措置により、当該課税期間中に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出すれば、その課税期間の初日の前日に消費税簡易課税制度選択届出書を提出したものとみなされ、簡易課税制度が適用されます。

なお、上記２（２）のように、適格請求書発行事業者の登録に関する経過措置の適用を受けない場合は、通常通り、簡易課税制度の適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出しなければなりません。

4. 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置〈２割特例〉

令和５年10月１日から令和８年９月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者（免税事業者が「消費税課税事業者選択届出書」の提出により課税事業者となった場合を含みます。）が適格請求書発行事業者となる場合（注）には、納付税額の計算において控除する金額を、その課税期間における課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額に８割を乗じた額（以下「特別控除税額」といいます。）とすることができる経過措置（以下「２割特例」といいます。）が設けられています。

（注） 課税事業者が適格請求書発行事業者となった場合であっても、当該適格請求書発行事業者となった課税期間の翌課税期間以後の課税期間について、基準期間の課税売上高が１千万円以下である場合には、原則として、２割特例の適用を受けることができます。

また、２割特例は、簡易課税制度のように事前の届出や継続して適用しなければならないという制限はなく、申告書に２割特例の適用を受ける旨を付記することにより、適用を受けることができます。

5. ２割特例の適用ができない課税期間①

(1) 過去の売上が一定金額以上ある場合

① 基準期間の課税売上高が１千万円を超える課税期間

② 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例により事業者免税点制度の適用が制限される課税期間

③ 相続（注１）・合併・分割があった場合の納税義務の免除の特例により事業者免税点制度の適用が制限される課税期間

（注１） 相続のあった課税期間について、当該相続により事業者免税点制度の

適用が制限される場合であっても、適格請求書発行事業者の登録が相続日以前であり、他の２割特例の適用が制限される課税期間でなければ、２割特例の適用を受けることができます。

(2)　新たに設立された法人が一定規模以上の法人である場合

④　新設法人・特定新規設立法人の納税義務の免除の特例により事業者免税点制度の適用が制限される課税期間

(3)　高額な資産を仕入れた場合

⑤　「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者となった後２年以内に本則課税で調整対象固定資産(注２)の仕入れ等を行った場合において、「消費税課税事業者選択不適用届出書」の提出ができないことにより事業者免税点制度の適用が制限される課税期間(注３)

（注２）　調整対象固定資産とは、一の取引単位につき、課税仕入れ等に係る支払対価の額（税抜き）が百万円以上の棚卸資産以外の資産をいいます。

（注３）　免税事業者に係る登録の経過措置（28 年改正法附則 44④）の適用を受けて適格請求書発行事業者となった者は、「消費税課税事業者選択届出書」の提出をして課税事業者となっていませんので、これに該当することはありません。

⑥　新設法人及び特定新規設立法人の特例の適用を受けた課税期間中に、本則課税で調整対象固定資産の仕入れ等を行ったことにより事業者免税点制度の適用が制限される課税期間

⑦　本則課税で高額特定資産（注４）の仕入れ等を行った場合（棚卸資産の調整の適用を受けた場合）において事業者免税点制度の適用が制限される課税期間

（注４）　高額特定資産とは、一の取引単位につき、課税仕入れ等に係る支払対価の額（税抜き）が１千万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます。

(4)　課税期間を短縮している場合

⑧　課税期間の特例の適用を受ける課税期間（注５）

（注５）　課税期間の特例の適用を受ける課税期間とは、「消費税課税期間特例選択届出書」の提出により、課税期間を一月又は三月に短縮している課税期間であり、当該届出書の提出により一の課税期間とみなされる課税期間も含みます。

6.　２割特例の適用ができない課税期間②

令和５年 10 月１日より前から「消費税課税事業者選択届出書」の提出により引き続き課税事業者となる同日を含む課税期間※、つまり、適格請求書等保存方式の開始前である令和５年９月 30 日以前の期間を含む課税期間の申告については、２割特例の適用を受けることはできません。

※ 適格請求書発行事業者の登録申請書を提出した事業者であって、「消費税課

税事業者選択届出書」の提出により令和５年 10 月１日を含む課税期間から課税事業者となる事業者については、当該課税期間中に「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出することにより、「消費税課税事業者選択届出書」を失効させることができます。

この場合、当該登録申請書の提出により、適格請求書発行事業者となった場合においては、登録日から課税事業者となり、当該課税事業者となった課税期間から２割特例を適用できることとなります。

なお、「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出しない場合であっても、令和５年 10 月１日を含む課税期間の翌課税期間以後については、基準期間の課税売上高が１千万円以下である場合には、≪２割特例の適用ができない課税期間①≫の課税期間に該当しない限り、２割特例を適用することができます。

7.　２割特例を適用した課税期間後の簡易課税制度の選択

小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（以下「２割特例」といいます。）の適用を受けた事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間中に納税地を所轄する税務署長にその課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した場合には、その課税期間の初日の前日に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出したものとみなされます。

したがって、例えば、令和８年分まで２割特例により申告を行った個人事業者が翌年分から簡易課税制度の適用を受けようとする場合には、令和９年中に「消費税簡易課税制度選択届出書（令和９年分から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載したもの）」を提出すれば、令和９年分から、簡易課税制度の適用を受けることができます。

（注）　簡易課税制度を適用して申告する場合には、２割特例と異なり、申告時の選択ではないため、事前の届出が必要となりますので、ご留意ください。

【2024. 08 改訂】

著者：納見哲三税理士事務所
http://noumi-tax.jp
税理士　納見　哲三
掲載内容の無断転載を禁じます。